

民生委員・児童委員

訪問活動強化月間

令和6年 5.1(水) ~ 5.31(金)

何をする期間なの？

民生委員・児童委員による訪問活動・見守り活動を強化します。

なぜ強化するの？

以下のことを目的に、誰もが安心して暮らせるまちづくりをしていくためです。

1

自分の町の
民生委員・児童委員が
どんな人か皆さんに
知ってほしい

2

何かあったとき
誰に相談すればいいか
皆さんに知ってほしい

3

民生委員・児童委員も
災害等が起きた時のために
住民の皆さんのことと
知っておきたい

どのように実施する？

民生委員・児童委員が担当区域内の世帯をひと通り訪問する方法と、継続的に訪問している人のみ訪問する方法があります。委員がそれぞれで判断し行うため、期間内に必ず皆さんのお宅へ伺うわけではありません。

訪問は来ていないけど、ポストにチラシ等が投函されていた…

訪問先が不在の場合はPRカードやチラシ、リーフレットなどをポストに入れることができます。
住民の皆さんのが安心・安全に暮らすための情報が記載されている場合もありますので、ぜひご一読ください。

民生委員・児童委員に関する問い合わせ先

前橋市 社会福祉課

027-898-6988

前橋市民生委員児童委員連絡協議会

027-237-1142

あなたのまちの民生委員・児童委員

氏名

連絡先